

観光財源の使途に関する方針、 および使途決定組織の検討

2023/10/12 第2回白馬村観光地経営会議



本日の検討事項

1. 観光財源の用途に関する方針について
2. 観光財源の用途決定組織について

【おさらい】これまでの財源に関する議論まとめ

平成30年度（2018年度）の財源確保検討委員会での議論結果

「白馬村観光振興のための財源確保の在り方に関する報告書（平成31年4月）」より抜粋

1. 背景

- ✓ 観光業を中心に発展してきた白馬村では、観光業の衰退は白馬村自体の存亡に関わる問題である。将来にわたり選ばれる観光地で在り続けるためには、世界に誇る恵まれた山岳環境の保全や新たな観光メニューの提供により滞在環境・顧客満足度を向上させること、この土地の魅力効果を効果的に発信すること等、各種戦略を着実に遂行していくことが必要である。
- ✓ 一方で、今後、人口減少・少子高齢化が進行する中で、官民間問わず、**観光振興に充てられる財源は加速度的に減少**していく。これらを踏まえて、20年後、30年後、さらにはその先の将来においても白馬村が観光地で在り続け、人々が将来にわたりこの地域で住み続けるためには、**安定的な観光財源の確保を検討していくことは不可避**である。
- ✓ 財源確保検討委員会では、新たな観光財源を「白馬のみらい観光税（仮）」と称し、観光客に負担してもらうものとして、「**宿泊税」「登山協力金」「ふるさと納税**」が**有力な選択肢である**と結論付けている。（一方で事業者が負担する税・分担金も選択肢に挙げられた）

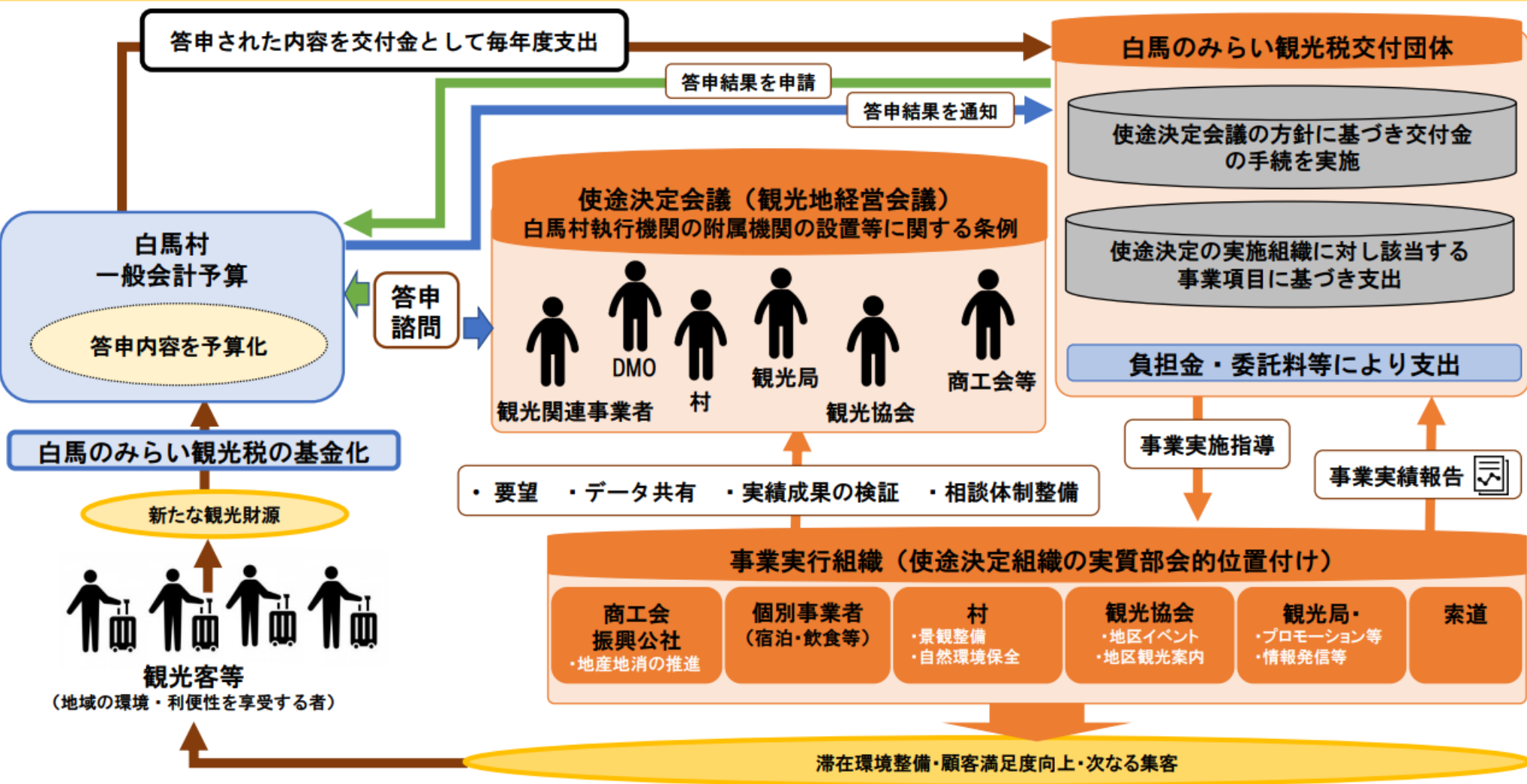
2. 新たな観光財源の必要性・使途

- ✓ 新たな観光財源の使途としては、委員会やWGにおいて、**二次交通整備や宿泊施設等でのWiFi整備、景観整備、宿泊者向けツアー開発、案内看板整備、広報宣伝活動等**が挙げられた。新たな観光財源は、このように観光振興施策のみに充てられるものであり、観光財源の在り方に関わらず、観光客・住民の理解を得ながら効果的な観光戦略を打ち出すためには、**①使途の明確化、②優先順位の設定が不可欠**である。

3. 新たな観光財源の運用の仕組み

- ✓ 新たな観光財源は、観光振興施策のみに使われるよう、行政の一般財源とは切り分けて基金化することが必要である。また、**新たな観光財源の基金管理・使途の決定は行政のみで行うのではなく、白馬村観光地経営会議のような、官民が一体となった組織において行うことが望ましい**。

新たな観光財源（＝白馬のみらい観光税）（案）



1. 観光財源の使途に関する方針について

1-1 使途に関する方針の前提条件

使途に関する方針とは？

■ 目的

- ✓ 使途を明確化し、優先順位（何を重視するのか）を示すための方針である。
- ✓ 具体的には、財源の「範囲」や「配分」等を検討・決定するための基本方針を定める。

■ 基本的な考え方

- ✓ また、観光地として必要な事業だが、個々の事業者ではできない事業（儲からない事業、連携が必要な事業）に使うべきである。
- ✓ 観光財源は**受益者負担**※となることが想定されている。そのため、**使途は財源を負担する者（＝課税客体）の利益・利便性に資する事業**に使われることが前提となる。（受益者の例：宿泊税＝宿泊者、観光事業者税＝観光事業者）
- ✓ そのため、事業による効果（サービス）が、受益者が公平に享受できることが望ましい。
- ✓ また、財源の徴収義務者（宿泊税＝宿泊事業者、観光事業者税＝観光事業者）への理解促進や負担軽減（事務補助）にも配慮が必要だ。
- ✓ 観光産業は裾野の広い産業であり、農業や製造業など観光以外の産業への経済波及効果も大きい。その一方で観光地化することで、不利益を被っている村民の生活を守るための対策（オーバーツーリズム対策）なども考えられる。

※「受益者負担」とは、特定のサービスを受ける者に受益に応じた負担を求めるもの。

1. 観光財源の使途に関する方針について

1-2 使途の設定

		A案	B案	C案
使途の設定	範囲	<ul style="list-style-type: none"> ✓ <u>3つの重点施策</u>（例えば「<u>コンテンツ造成</u>」「<u>二次交通整備</u>」「<u>プロモーション</u>」）を実施す（3年ごとに見直し）。 ※ 経営計画の基本方針3「オールシーズン×滞在」型への転換 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 「<u>白馬村観光地経営計画</u>」の<u>事業範囲</u>とする。 ※ 4つ基本方針、10の戦略、23の施策、55の事業（プロジェクト）の範囲 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ <u>毎年議論して決める。</u> ※ 翌年の予算編成として、重要度・緊急性の高い事業を選定。 ※ 場合によっては<u>観光振興以外への支出も可能</u>とする。
	配分	<ul style="list-style-type: none"> ✓ <u>例「コンテンツ造成＝3割」「二次交通整備＝2割」「プロモーション＝1割」、「その他（事務処理含む）＝1割」「基金＝3割」を上限とする</u>（使い切らなかった分は基金に回す）。 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 「<u>白馬村観光地経営企画経営計画</u>」に記載のある<u>事業の中から、毎年議論して配分を決める。</u> ※ 計画にない「観光DX」「持続可能な観光」の推進なども検討 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ <u>毎年議論して配分を決める。</u>
	その他	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 使途の変更＝総額の5%以内で使途を移すことができる。 ✓ 基金の取り崩しについては、必要に応じて、経営会議で検討・決定する。 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 事務処理＝1割、あるいは定額（年間〇万円）とする。 ※ 事務処理＝観光財源の導入・運営等に係る経費等 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 事務処理＝定額（年間〇万円）とする。 ※ 事務処理＝観光財源の導入・運営等に係る経費等

2. 観光財源の用途決定組織について

2-1 用途決定組織の前提条件

用途決定組織とは？

■ 目的

- ✓ 白馬村観光地経営計画で掲げた目標像の実現するため、令和8年度に導入が見込まれる観光財源の用途を決定するための組織。

■ 構成メンバー

- ✓ 白馬村内の観光関係者（行政・DMO・民間企業等）で構成する。
- ✓ また、観光や財源（金融・法務）に専門的な知見のある外部有識者等をメンバーあるいはアドバイザーに加えることも検討する。

■ 責任と権限

- ✓ 用途決定プロセスの透明性や観光財源活用の有用を担保する責任が生じる。
- ✓ 具体的な用途案づくり、事業実施後の評価等を担う。

2. 観光財源の使途決定組織について

2-2 運営に関する検討事項

		A案	B案	C案
組織 運営	人事	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 経営会議の委員は10名以内とし、任期は2年間とする（再任は妨げない）。 ✓ 事業の選定を行う部会として「審査会」を設置する。 ✓ 必要に応じ有識者を招聘する。 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 経営会議の委員は12名以内とし、任期は3年間とする。 ✓ 有識者は1名以内とする。 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 経営会議の委員は15名以内とし、任期は5年間とする。 ✓ 有識者は3名以内とする。 ✓ 必要に応じて、有識者をアドバイザーとして招聘する。
	会議	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 経営会議は年1回開催。 ✓ 審査会は年2回開催。 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 経営会議は年2回開催（4月に夏季計画、10月に冬季計画の予算を承認）。 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 経営会議は年1回開催。
	事務局	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 白馬村観光課が、事務局運営（資料作成、関係者との連絡調整等）を担う。 ✓ データ収集等についてはDMOとの連携も検討。 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 白馬村観光課が、事務局運営（データ収集、資料作成、関係者との連絡調整等）を担う。 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 白馬村観光課が、事務局運営を担う。

2. 観光財源の使途決定組織について

2-3 使途の決定プロセス

		A案	B案	C案
使途の 決定 プロセス	事業計画	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 観光地経営計画を基に「<u>3つの重点施策</u>」について<u>事業計画を策定</u>（3年ごとに見直し）。 ✓ 施策に紐づく事業については公募する。 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ <u>観光地経営計画の中から「令和〇年度事業計画」および予算を策定</u>する。 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 「<u>令和〇年度事業計画</u>」および<u>予算を策定</u>する。
	事業評価	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 各事業の採択については、<u>審査会が「KPI貢献度」「実効性」等の観点から評価・選定</u>する。 ✓ また事後に、審査会が事業評価も行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ <u>第三者評価委員会を立ち上げ、事業評価</u>を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ <u>観光地経営会議の中で、事業評価</u>を行う。
	情報公開	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 会議資料、議事録を白馬村役場のホームページで公開。 ✓ <u>YouTube等でライブ配信</u>。 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 会議資料、議事録を白馬村役場のホームページで公開。 ✓ 広報誌などで、事前に会議開催をお知らせし、<u>聴講者を募集</u>する。 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 会議資料、議事録を白馬村役場のホームページで公開。

參考資料

【参考】観光地経営会議の進め方(再掲)

観光地経営会議のスケジュール (今年度)

	日時／場所	次第	配付資料
第1回 観光地 経営会議	7月18日(火) ・時間：10:00～11:40 ・会場：白馬村役場 201・202会議室	1) 開会 2) 挨拶 3) 協議事項 ・会長及び副会長の選任 ・観光地経営会議に役割 4) 意見交換 5) その他 6) 閉会	【資料0】次第 【資料1】委員名簿 【資料2】白馬村観光地経営会議設置要綱 【資料3】後期計画の進捗状況 【資料4】観光地経営会議の役割と進め方(案) 【参考資料】「白馬村観光地経営計画」冊子
第2回 観光地 経営会議	10月12日(木) ・時間：13:00～15:00 ・会場：白馬村役場 2階庁議室	1) 開会 2) 協議事項 ・観光財源の用途に関する方針(案) ・観光財源の用途決定組織(案) 3) 意見交換 4) その他 5) 閉会	【資料0】次第 【資料1】委員名簿 【資料2】用途に関する方針、および観光財源の用途決定 組織の検討 【資料3】観光財源の用途に関する他地域の事例 【資料4】【参考資料】前回議事録
第3回 観光地 経営会議	○月○日(○) ・時間 00:00～00:00 ・会場：○○○○○	1) 開会 2) 協議事項 ・観光財源の用途決定組織の組成 ・観光財源の用途に関する方針の決定 3) 意見交換 4) その他 5) 閉会	【資料0】次第 【資料1】委員名簿 【資料2】観光財源の用途決定組織(修正案) 【資料3】観光財源の用途に関する方針(修正案) 【参考資料】前回議事録

【参考】観光地経営会議の進め方(再掲)

※次期観光地経営計画スタート
(2026年度～2035年度)

観光地経営会議のスケジュール (2023年度～2026年度)

